

議事事項 2 景観整備機構について

景観整備機構の指定に向けて

景観整備機構制度とは

民間団体や市民による自発的な景観まちづくり活動の一層の推進を図るため、景観の保全・整備について一定の能力を有する一般社団法人、一般財団法人やNPO法人を景観行政団体（札幌市）が景観法に基づく景観整備機構として指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度。

景観整備機構第1号の指定に向け

一般社団法人北海道建築士会と調整

札幌市良好な景観の形成に関する取扱要綱

第6章 景観整備機構（指定の申請）

第17条

法第92条第1項の規定による景観整備機構（以下「機構」という。）の指定を受けようとする者は、景観整備機構指定申請書（様式18）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1)定款又は寄附行為
- (2)登記事項証明書
- (3)役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4)組織図及び事務分担を記載した書面
- (5)事業計画書
- (6)収支予算書
- (7)その他機構の業務に関して参考となる書類

札幌市良好な景観の形成に関する取扱要綱

第6章 景観整備機構（意見の聴取）

第20条

市長は、機構として指定しようとするときは、あらかじめ札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

景観整備機構の業務内容

業務（景観法第93条）

- 1.良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 2.管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 3.景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 4.前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 5.景観法第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 6.良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 7.前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

北海道建築士会が申請する業務内容

機構の業務の実施に関する計画

■長期的な目標と計画

北海道においては、経済発展を最優先とした開発が進んだため、景観への配慮が不足している地域が多数見受けられる。景観は、その価値に気づくことが重要であり、そのきっかけづくりや、景観向上への取組に対する支援が求められている。

北海道建築士会は、全道各地に、地域に根付いた多くの会員を有している。

これらの、地域の自然、歴史、文化や地域固有の特性などを良く知る人材を活用し、景観向上に取り組む地域を支援していくことが有効と考える。

そのための長期的計画として、景観向上に資するシステムづくりを進め、具体的な取り組みのほかに、景観向上に資する人材育成を進める。

以下、北海道建築士会の札幌市における景観整備機構が行う各業務の実施に関する計画について、業務ごとに記載する。

北海道建築士会が申請する業務内容

法第93条第1項第1号の業務の実施に関する計画

【業務内容】

良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

【実施計画内容】

要請に応じて、必要な知識を有する者の派遣、情報提供等を行う。

(必要な知識を有する者：景観スペシャリスト養成講座修了生、地域の専門家等)

【実施時期】

都度対応

法第93条第1項第6号の業務の実施に関する計画

【業務内容】

良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。

【実施計画内容】（次ページにつづく）

歴史的地域景観資産の現況および将来資産の調査

○市内の歴史的地域資産の現況調査を実施

- ・この歴史的とは、建築物のみならず産業遺構や生活文化としての地域の営み、樹木等の自然、文化財も含み、それらを地域の景観を形成する要素と考える。
- ・これまで断片的に蓄積されてきた関係調査結果を整理し、リスト化する。

北海道建築士会が申請する業務内容

法第93条第1項第6号の業務の実施に関する計画

【実施計画内容】

- 地域固有の景観的価値・歴史的価値を有する資産を調査する。
- 活用促進景観資源の登録の促進、札幌市らしい景観分析等の調査研究。

【実施時期】

直近3年間を目途とする。

北海道建築士会が申請する業務内容

法第93条第1項第7号の業務の実施に関する計画

【業務内容】

前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

【実施計画内容】

- 景観資産の発見・活用の検討と推進のための普及啓発事業
 - ・一般市民を対象とした景観資産活用講座や、こども景観講座などを開催。
 - ・景観向上に関する情報発信を行う。（チカホ等での展示、イベント参加での広報等）
- 地域特性を考慮した景観意識向上のための活動
 - ・景観意識を育成するために、景観の価値の認識や向上のためのスキルを高め、関心のある市民にも裾野を広げる。（セミナー開催）
- 景観に関する専門的スキルアップ講習
 - ・建築士及び景観活動を行う一般市民や学生への景観に関する研修会開催。

北海道建築士会が申請する業務内容

法第93条第1項第7号の業務の実施に関する計画

【実施時期】

次年度開催予定の計画

○まちづくりセミナー

内容：景観や都市計画についてのレクチャー

○札幌の景観バスツアー―厚別・清田区編

内容：一般市民を対象に、札幌市内及びその周辺の景観資産をバスで巡る

○札幌のまちあるき企画

内容：一般市民を対象に、札幌市内及びその周辺をまち歩きする

今後のスケジュール

北海道建築士会 申請スケジュール

3/12 北海道建築士会本部理事会
(承認)



3/15 札幌市景観審議会
(意見の聴取)



3/16以降 景観整備機構指定の申請
(書類審査・協議・調整)



3月下旬 札幌市景観整備機構の指定通知 (予定)